

第4章 競技(競技部)

競技部は実際の試合進行をつかさどる担当として大会運営上大きな役割を担う。また、他の部との連携を図ることが重要であり、すべての専門部会と密接な関係をもつ。競技部の業務は大会当日だけではなく、準備段階から多数の業務が発生する。中でも、競技本部担当者は豊富な経験とスキルを持った運営のスペシャリストの人選が不可欠となる。なお、本章において、個人試合を想定した選手、名、者といった表現は、団体試合においてはチームと読み替える。

1. 試合の種類

試合は、個人試合と団体試合の2種類とする。

2. 順位の原則

1度も勝利していない選手に対しては、順位に該当したとしても、その順位は与えられない。

例えば3人リーグにおいて、「2勝」「1勝1敗」「2敗」という結果になった場合、2敗の選手には3位は与えられない。

また、「2勝」「1分1敗」「1分1敗」という結果になった場合は、1位しか与えられない。

3. 年齢グループ

(1) 20歳未満をジュニアとする。なおこの年齢は、大会当日の年齢ではなくカレンダーイヤーとする。

(2) 未成年者が大会に参加する場合は、所属責任者と保護者又はこれに代わる者の承諾を得なければならない。

(3) 学年により出場資格を定める大会においては、学年による制限に加えて年齢制限を付加することができる。この場合の年齢制限はカレンダーイヤーではなく学年度による表現、例えば、「〇〇年4月2日以降に出生した者」等の表現になる。

(4) 小学生の大会においては、学年や年齢において体格差が大きいことから十分に配慮されなければならない。

Point

カレンダーイヤーとは、大会当日の年齢ではなく、大会を開催する年間を通して条件に適合していなければならないということである。例えば、ジュニアの20歳未満とは、大会当日の年齢が20歳未満であればよいということではなく、大会を開催する年間を通して20歳未満でなければならないということである。すなわち大会当日は20歳未満であっても、大会後の同年内に誕生日をむかえると20歳になる者は、ジュニアの大会に出場することはできない。IJFではこれを「カレンダーイヤー」と呼び、ジュニア年齢に限らず審判員の年齢制限など、すべての年齢の考え方はこれによる。

4. 選手の性別

(1) 男子、女子ともに、戸籍上の性別とする。

(2) 男女の混合の試合は認められない。幼年、少年の場合に体力、体格、技能において男子と女子の間に差がないと認められたときに限り、男女混合の試合が認められる。

5. 体重区分

試合は体重無差別で行うものと、体重別階級に分けて行うものがある。

(1) 無差別試合においては、体重による制限はないものとする。

(2) 体重別試合における男子の体重区分は以下とする。

- ① 60kg級 60.0kg以下の選手
- ② 66kg級 60.0kgを超え66.0kg以下の選手
- ③ 73kg級 66.0kgを超え73.0kg以下の選手
- ④ 81kg級 73.0kgを超え81.0kg以下の選手
- ⑤ 90kg級 81.0kgを超え90.0kg以下の選手
- ⑥ 100kg級 90.0kgを超え100.0kg以下の選手
- ⑦ 100kg超級 100kgを超える選手

(3) 体重別試合における女子の体重区分は以下とする。

- ① 48kg級 48.0kg以下の選手
- ② 52kg級 48.0kgを超え52.0kg以下の選手
- ③ 57kg級 52.0kgを超え57.0kg以下の選手
- ④ 63kg級 57.0kgを超え63.0kg以下の選手

- ⑤ 70kg級 63.0kgを超え70.0kg以下の選手
 - ⑥ 78kg級 70.0kgを超え78.0kg以下の選手
 - ⑦ 78kg超級 78.0kgを超える選手
- (4) 参加選手の年齢、体力、体格、技能に応じて特別な体重区分を設定することが認められる。少年の場合には、成長期であることを十分考慮して、減量など負担をかけないように配慮しなければならない。

6. 審判規定

- (1) 審判規定は、IJF審判規定又は国内審判規定のいずれかを用いることとする。
- (2) 参加者の年齢、体力、体格及び技能並びに大会の性質に応じて、大会独自の申合せを行うことが認められる。
- (3) 中学生以下の大会においては国内審判規定及びその少年規定により行われることを基本とする。
- (4) 上位の大会の予選や選考試合である場合は、適用する審判規定は、原則として上位の大会と同一でなければならない。

Point

国内審判規定で行われる大会に海外からの参加者がいる場合には、IJF 審判規定との違いを十分に理解させる配慮が必要である。

7. 試合時間

- (1) IJF審判規定で行われる大会の試合時間は、下記のとおりとする。
 - ① ジュニアは4分とする。
 - ② シニアは5分とする。
- (2) 国内審判規定で行われる大会の試合時間は、3分から20分の間で、あらかじめ定めるものとする。
- (3) 幼年、少年の大会においては、参加選手の年齢、体力、体格及び技能に応じて適宜定めることができる。
- (4) 国内審判規定で行われる大会は、予選と決勝などによって、異なる試合時間とすることができる。

8. 礼法

審判員及び選手の礼法は、IJF審判規定及び国内審判規定各々で異なる部分があるため、適用する各審判規定を遵守しなければならない。コーチ席及びドクター席並びに団体試合の選手席に着席するコーチ及びドクターも試合開始及び終了時の選手の礼に合わせて礼を行うことが推奨される。

9. 勝敗の決定

- (1) 個々の試合の勝敗は以下のとおり決定する。
 - ① 一方の試合者が「一本」を取った場合又は一方の試合者に「一本」と同等の結果が与えられた場合には、その試合者の勝ちとして試合が終了する。
 - ② 「一本勝ち」又は「一本」と同等の勝ちが無かった場合には、試合時間が終了した時点で両試合者が同一のポイントを得ていた部分が相殺され、その他に得ているポイントをもって、勝敗を決する。例えば、IJF審判規定で行われる大会において、赤の選手が「技あり」と「有効」を得ており、白の選手が赤の選手の「3回目の指導」による「技あり」を得ていた場合は、両試合者の「技あり」は相殺され、赤の「有効」による勝ちとなる。すなわち「技あり」も取っていたからといって「技あり」による優勢勝ちということにはならないことがある。また、赤の選手が「有効」を2つ得ており、白の選手が「有効」を一つ得ていた場合は、両試合者の「有効」が一つずつ相殺され赤の選手の「有効」による勝ちとなる。国内審判規定でも同様の考え方をする。
- (2) ゴールデンスコア方式

「引き分け」がない個人試合において試合時間内に勝敗が決しなかった場合や、団体試合のチーム対戦の勝敗が決しなかった場合の勝敗決定戦などにおいて行われる、IJF審判規定に定められた試合方法である。

 - ① 試合時間は、元の試合と同一とする。
 - ② いかなる場合においても、この試合の前には、休憩は与えられない。試合は直ちに行われなければならない。
 - ③ 一方の試合者が何らかの形で優勢になった時点で試合は終了し、優勢になった選手の勝ちとなる。
 - ④ 両試合者の間にポイントの差が出ることなくゴールデンスコア方式の試合の時間が終了した場合には、「判定」により僅少の差で優劣を決定する。

Point1

ゴールドスコア方式での勝点はいかなる場合でも1点とする。これは、本戦では決着が付かなかった対戦の単純な勝者を決定する試合だからである。

Point2

ゴールドスコア方式で、抑え込みに入り、10秒以上経過したからといって抑え込みをとくことは推奨されない。あくまでも、「一本」を目指すことを指導するべきである。



- (3) 「優勢勝ち」がある場合の取り扱いは、以下のとおりとする。
- ① IJF 審判規定においては、以下により決定する
 - ア. 試合時間が終了した時点で「効果」以上の差があったとき、そのポイントを得た選手の勝ちとする。
 - イ. 試合時間が終了した時点で「効果」以上の差がなかった場合は、ゴールドスコア方式による延長戦を行い、「効果」以上の差が現れたとき、そのポイントを得た選手の勝ちとする。
 - ウ. ゴールドスコア方式による延長戦終了時点で両試合者に「効果」以上の差がない場合は、「判定」により勝敗を決定する。
 - ② 国内審判規定においては、「優勢勝ち」の取扱い及び基準に選択肢があるので、大会要項に明記しておかなければならない。
 - ア. 「優勢勝ち」を認めない場合
「一本勝ち」(又は同等の勝ち)しか認めないもの
 - イ. 「優勢勝ち」を認める場合
 - ア) 「技あり」の差があったとき、そのポイントを得た選手の勝ちとする。
 - イ) 「有効」の差があったとき、そのポイントを得た選手の勝ちとする。
 - ウ) 「有効」以上の差が無い場合に「判定」により僅少の差で優劣を決定する。
 - ウ. 試合時間中に定められた優勢勝ちの基準に達しなかった場合に、延長戦を行うことを定めることができる。延長戦は1回限りとし、延長戦終了時点で両者にポイントの差がない場合はウ)により必ず勝敗を決する。⇒審判委員会に確認
 - ③ 以下においては、あらかじめ定められた「優勢勝ち」の基準に達しない場合には「引き分け」とすることができる。
 - ア. リーグ戦方式の個人試合
 - イ. リーグ戦方式の団体試合のチームとチームの対戦(チーム対戦)
 - ウ. 団体試合の個人と個人の対戦(個人対戦)
 - エ. 勝敗を決めなくてよい試合(大会)
- (4) 団体試合の勝利チームは以下により決定する。
- ① 紅白点取り試合方式において、内容で決定する場合。
 - ア. 勝者数の多いチームを勝ちとする。
 - イ. ア. で同数の場合は、「一本勝ち」及びこれと同等の勝ちによる勝者の多いチームを勝ちとする。
 - ウ. イ. で同数の場合は、「技あり」及びこれと同等の勝ちによる勝者の多いチームを勝ちとする。
 - エ. ウ. で同数の場合は、「有効」及びこれと同等の勝ちによる勝者の多いチームを勝ちとする。
 - オ. エ. で同数の場合は、「効果」及びこれと同等の勝ちによる勝者の多いチームを勝ちとする。
 - カ. オ. で同数の場合は、以下による。
 - ア) リーグ戦の場合には「引き分け」とすることができる。
 - イ) 勝敗を必ず決定する場合は、各チームが自由に選んだ代表者1名による試合(代表戦)を行う。代表戦は、その試合の「優勢勝ち」の基準に達しない場合においても、「判定」により必ず勝敗を決定する。試合時間は本戦と同一とするが、大会申合せにより、異なる試合時間とすることもできる。

- イ) 順位決定戦を行う。順位決定戦は、該当の選手を抽選により単独トーナメント方式に組み合せて試合を行う。試合時間は本戦と同一とし、勝敗の決定は以下によることとする。
- a. IJF 審判規定で行われている大会においては、ゴールデンスコア方式とする。
 - b. 国内審判規定で行われている大会においては、40条3)項により必ず勝敗を決する。
- ② 紅白点取り試合方式による団体試合の場合
- ア. チーム対戦において勝ち数の多いチームを上位とする。
 - イ. アで同数の場合は、チーム対戦において負け数の少ないチームを上位とする。
 - ウ. イで同数の場合は、リーグ戦を通じて個人対戦の勝者数の多いチームを上位とする。
チーム対戦ごとに必ず勝敗を決する試合で代表戦又はゴールデンスコア方式の再試合等が行われたときは、これらは個人対戦の内容に含まないこととする。(以下同じ)
 - エ. ウで同数の場合は、リーグ戦を通じて個人対戦の「一本勝ち」、又はそれと同等による勝ち数の多いチームを上位とする。
 - オ. エで同数の場合は、リーグ戦を通じて個人対戦の「技あり」、又はそれと同等による勝ち数の多いチームを上位とする。
 - カ. オで同数の場合は、リーグ戦を通じて個人対戦の「有効」、又はそれと同等による勝ち数の多いチームを上位とする。
 - キ. カで同数の場合は、リーグ戦を通じて個人対戦の「効果」、又はそれと同等による勝ち数の多いチームを上位とする。
 - ク. キで同数の場合は、リーグ戦を通じて個人対戦の「一本負け」、又はそれと同等による負け数の少ないチームを上位とする。
 - ケ. ケで同数の場合は、リーグ戦を通じて個人対戦の「技あり」、又はそれと同等による負け数の少ないチームを上位とする。
 - コ. ケで同数の場合は、リーグ戦を通じて個人対戦の「有効」、又はそれと同等による負け数の少ないチームを上位とする。
 - サ. コで同数の場合は、リーグ戦を通じて個人対戦の「効果」、又はそれと同等による負け数の少ないチームを上位とする。
 - シ. サで同数の場合は、直接対戦の勝敗により決定する。
 - ス. 以上で順位を決められない場合には以下とする。
 - ア) 同じ順位を与える。
 - イ) 順位決定戦を行う。順位決定戦は、該当チームの代表選手1名により、上記個人試合の場合のシ)と同様の試合を行う。代表選手はチームが自由に選ぶか、抽選により選出するか、あらかじめ定めておくこととする。
 - a. IJF 審判規定で行われている大会においては、ゴールデンスコア方式とする。
 - b. 国内審判規定で行われている大会においては、40条3)項により必ず勝敗を決する。
- (6) 各種結果の取扱いについて、「棄権勝ち」、「不戦勝ち」、「反則負け」等の取扱いは以下のとおりとする。(IJF 審判規定では「不戦負け」「棄権負け」という用語は無いが、ここでは便宜的に使用する)
- ① IJF 審判規定、SORにおける「失格」とは以後の試合に出ることができないだけでなく、その試合が順位を決定する試合であった場合には、該当の順位を与えられないことも意味する。
 - ② 国内審判規定による試合において、決勝戦で両者「反則負け」があった場合には両者に2位が、3位決定戦であった場合には両者に4位があたえられる。

	IJF 審判規定・SOR	国内審判規定
不戦負け(試合者が出場しないとき、1分間隔で3回呼ばれても試合場に現れないとき)	失格 以後の試合に出場できない。審判委員会が認めた場合を除く。	以後の試合に出場できない。
棄権負け(試合中に同部位の止血を3回受けた場合など)	以後の試合に出場できる。	以後の試合に出場できない。
反則負け(累積)	以後の試合に出場できる。	以後の試合に出場できる。
直接的反則負け	失格	以後の試合に出場できる。
ダイビングによる直接的反則負け	以後の試合に出場できる。	以後の試合に出場できる。
両者反則負け(累積)	必ず勝敗を決する場合には、ゴールデンスコア方式による再試合を行う。 リーグ戦及び団体試合では、「引き分け」とすることができる。	その試合は両者反則負けとし、以後の試合の扱いは以下となる。 個人試合 リーグ戦の場合、以後の試合に出場できる

		トーナメント方式の場合、以後の試合に出場できない
	団体試合	以後の試合に出場できる
両者直接的反則負け (ダイビングを除く)	両者ともに失格。以後の試合に出場できない。	両者とも以後の試合に出場できない。
負傷勝ち・負傷負け	出場できる	以後の試合に出場できない。
失格負け	出場できる	以後の試合に出場できる。
同時一本	ゴールデンスコア方式による再試合により勝者を決定する。	「引き分け」とし、勝者を決める必要がある場合には再試合を行う。
同時総合勝ち	ゴールデンスコア方式による再試合により勝者を決定する。	「引き分け」とし、勝者を決める必要がある場合には再試合を行う。
一方の試合者が積み重ねの反則負けと総合勝ちを同時に受けたとき。	ゴールデンスコア方式による再試合により勝者を決定する。	両者負けとし、以後の試合に出ることができると。

【参考】

SOR23.その他の条件

23.4 試合の権利の喪失

「1分間隔で3回呼ばれても所定の場所に現れなかった選手は、試合をする権利を剥奪される。IJFのジュリーが一定要件を満たしていると認める場合には、試合の権利を喪失した選手が敗者復活戦に参加することを許される。」

上記の一定条件とは、交通手段のトラブルなど不可抗力により引き起こされた外的要因を指す。

国内大会の場合で、コンテストオーダーを作成しない場合は、プログラム等に正確な試合順番を明記し、これをもってコンテストオーダーとする場合がある。この場合でも、上記に示されていることと同様の対応が必要である。

Point1

国際審判規定第19条5項の解釈について

国際審判規程「第19条5項」の「両試合者が同時に累積による「反則負け」を受けた場合、あるいは一方の試合者が累積による「反則負け」を受け、同時にその試合者が「総合勝ちを得た場合」とは次の場合を指す。

赤					白				
一本	技あり	有効	効果	指導	一本	技あり	有効	効果	指導
0	1 技の効果による	1 相手の指導2	0	3	0	1 相手の指導3	0	0	2

上記は、赤の選手が自らの技で「技あり」のポイントを取り、相手の「2回目の指導」による「有効」を取っていながら「3回目の指導」を受け、逆に白の選手は相手の「3回目の指導」による「技あり」を取っていながら、「2回目の指導」を受けている状態を表した得点表示である。この後、両者がさらに指導を受けたとした場合の結果を得点表示に表すと次のようになる。

赤					白				
一本	技あり	有効	効果	指導	一本	技あり	有効	効果	指導
0	2	0	0	4	1	0	0	0	3

以上の場合、赤の試合者が4回目の指導で「反則負け」となり、同時に自らの技による「技あり」と相手の3回目の指導により「総合勝ち」となる。

Point2

不戦の取扱いについて

試合の当事者(一方もしくは両者)が試合場に現れない場合は、審判員と一方の選手だけを試合場に上げ、場内放送にて1分間隔で3回呼び出しを行う。3回目の放送終了時点までに現れなかった選手は、その試合はもとより、その後の一連の試合に出場できない。

しかし、その理由が個人的理由に起因しないと大会本部が認めた場合に限り、その選手はその後の一連の試合に出場する事ができる。(IJF 審判規定・SOR)

団体試合においては、試合ごとに試合場内に入場する際はもちろんのこと、個々の試合においても、この条項を適用する。

Point3

不戦勝ちの場合の勝ち名乗りについて

不戦勝ちになる試合者が、本割及び敗者復活戦の各々において 2 回目の試合となる場合は、勝者指示を受けるために試合場には上がらなければならない。逆に最初の試合となる場合は勝ち名乗りを受けるために試合場には上がらない。

試合者のいずれか片方が、試合開始前に出場しないことが明確な場合は、試合は成立せず公式記録にはその結果だけが記録される。

Point4

試合間のインターバルの解釈について

選手は試合と試合の間に10分間のインターバルをとる権利が与えられる。なお、該当の選手が10分を経過する前に試合を行いたい旨の意思表示をした場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(7) 勝敗を記号で表示する場合には、以下を使用する。

		対応する負け
「一本勝ち」(及び同等)	○	△
「技あり」による優勢勝ち	⊖	△
「有効」による優勢勝ち	⊖	△
「効果」による優勢勝ち	⊖	△
「判定」による優勢勝ち	◐	△
「引き分け」	×	

ゴールデンスコア方式の試合		対応する負け
一本による勝ち(及び同等)	◐	▲
「技あり」による勝ち	◐	▲
「有効」による勝ち	◐	▲
「効果」による勝ち	◐	▲
「判定」による勝ち	◐	▲

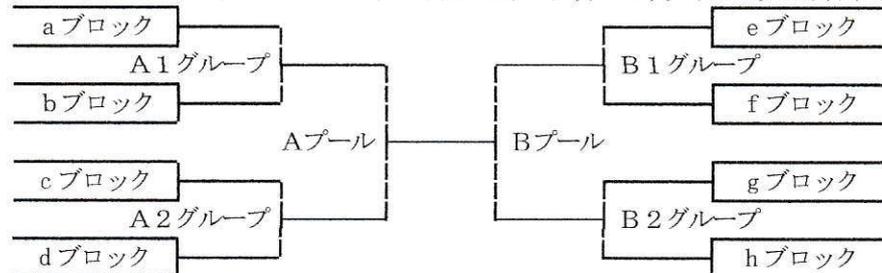
10. 競技方法

(1) トーナメント方式

敗者を除きながら勝者が残っていく方式であり、英語では Elimination system (エリミネーションシステム) 又は Knock-out system (ノックアウトシステム) と言う。

① トーナメント表の各区分の名称

トーナメント表(コンテストリスト)は下図のように区分され、以下のように呼称する。



② トーナメント方式の試合数は次のように算出することができる。

- ア. 基本的な考え方として、トーナメント方式は1試合ごとに敗者と勝者が発生する。また、トーナメント方式を考える場合の基本的な数字は2、4、8、16、32、64といった2の乗数を用いる。
- イ. 試合総数は次のように考える。各試合で必ず勝者と敗者がいるので「負け(勝ち)の数だけ試合

全日本柔道連盟大会事業委員会

委員長 佐藤 宣践 (平成14年度～17年度)

小野沢弘史 (平成18年度～現在)

副委員長 二宮 和弘 高木長之助 東 行雄

委員 松本 俊之 吉田 敏男 高橋 進

浅野 哲男 岩村 衡 江藤 洋祐

高石 正伸 中嶋まゆみ 中村 一成

平野 弘幸 渡邊 昌史

特別協力 津村 弘三 (講道館)

平成20年3月31日 初版発行

編集 全日本柔道連盟 大会事業委員会

発行 財団法人全日本柔道連盟 大会事業課

東京都文京区春日1-16-30

TEL (03)-3818-4199

FAX (03)-3812-3995

WEB <http://www.judo.or.jp/>